

25 琴情答申第 2 号

平成 26 年 2 月 7 日

琴平町教育委員会
教育長 三井 尚 様

琴平町情報公開審査会
会 長 山崎 壮太



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成 25 年 11 月 29 日 (25 琴教委発第 297 号)

事件名 平成 25 年 11 月 5 日付 25 琴教委発第 269 号文書による部分公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 25 年 11 月 5 日付で行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、個人の名前及び町の対応について記載された部分を除き、公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、琴平町長に対し、平成 25 年 10 月 22 日付で、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- (1) 平成 25 年 10 月 15 日の町議会の特別委員会に提出した一切の資料
- (2) 「いこいの郷公園」の指定管理者の公募を中止した理由の分かる一切の資料

2 事案の移送

本件請求内容について、作成、管理する機関が実施機関であるため、琴平町長は、条例第13条第1項の規定により、本件事案を実施機関に移送した。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、平成25年11月5日付で本件処分を行い、異議申立人に通知した。

4 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成25年11月10日付で、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、公開請求対象文書の全部を開示する必要がある。
- (2) 本件決定通知書の「公開しない理由」欄記載の非公開事由は、条例に規定する非公開事由に該当しない。
- (3) 本件非公開文書は、町議会の議員に開示したものであり、町民に非公開とする理由はない。

第4 実施機関の説明の要旨

1 部分公開決定の理由について

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件請求(1)の資料のうち、個人の名前は個人に関する情報及び特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため、非公開とした。(条例第7条第2号)

本件請求(1)の資料内、上記以外の公募要項作成事務等に係る町の対応等の記述部分は、契約、交渉又は争訟に係ることで町の立場を害するおそれがあるため、非公開とした。(条例第7条第6号イ)

なお、本件請求（２）については全部公開している。

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件行政文書の内容等について

本件異議申立てに係る請求文書は、「（１）平成 25 年 10 月 15 日の町議会の特別委員会に提出した一切の資料、（２）『いこいの郷公園』の指定管理者の公募を中止した理由の分かる一切の資料」である。

２ 非公開事由の検討に当たっての前提

異議申立人は、異議申立書において本件請求（１）に係る文書（以下「本件文書」という。）は、町議会の議員に開示したものであり、町民に非公開とすべきものではないと主張する。

実施機関によれば、特別委員会（以下「委員会」という。）において町議会議員に配布された本件文書は傍聴人等一般の方に配布されるものではないこと、仮に委員会に傍聴人等一般の方がいた場合には、委員会の場で本件文書に記載された個人の名前の使用を控えるなどの措置が採られるとのことであった。

以上のことからすれば、本件文書及びその記載の情報が何人も容易に入手できる状態に置かれているものとはいえず、また将来公開することが予定されているものとはいえないため、本件文書が町議会議員に開示されたことをもって、直ちに公にされている文書として全部公開されるべきものとまではいえない。

３ 条例第 7 条第 2 号の該当性について

本号では、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについて、特定の場合を除き非公開情報としている。「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

本件文書のうち、個人の名前は、特定の個人が識別される情報と認められ、本号本文に該当するとともに、ただし書のいずれにも該当しない。

よって、個人の名前を条例第 7 条第 2 号に該当するとして非公開としたことは妥当である。

4 条例第7条第6号イの該当性について

本号では、町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものを非公開事由としている。

(1) 町の対応を記載した部分について

本件文書のうち、いこいの郷公園の指定管理者公募に関して特定の個人から指摘を受けたことに対して町がいつどのような対応をしたのかを記載した部分（以下「町の対応を記載した部分」という。）は、町の契約、交渉に係る事務に関する情報に該当する。

実施機関の説明によれば、町と特定の個人との交渉等が完結しているわけではないとことから、このように今後いかなる経緯をたどるか不明な現段階において、町の対応を記載した部分を公にすることは、今後の交渉等において町に不利益となる可能性があり、町の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

よって、町の対応を記載した部分を条例第7条第6号イに該当するとして非公開としたことは妥当である。

(2) 特定の個人の言動を記載した部分について

本件文書のうち、いこいの郷公園の指定管理者公募に関して特定の個人の主張その他の町に対する言動について記載した部分（以下「特定の個人の言動を記載した部分」という。）については、町の契約、交渉に係る事務の一環をなすものであり、町の契約、交渉に係る事務に関する情報に該当する。

しかしながら、特定の個人の言動を記載した部分が公にされても、町の当事者としての地位を不当に害すことにはなるとはいえない。

よって、特定の個人の言動を記載した部分については、7条6号イの非公開事由に該当しない。

なお、特定の個人の言動を記載した部分については、個人に関する情報ではあるが、上記3で述べたように個人の名前を非公開とすることを前提とすれば、当該情報が公にされることにより特定の個人が識別され、又は識別され得るものとはいえず、さらには公にすることによりなお個人の権利利益を害するものともいえないので、条例7条第2号に該当するものではない。

よって、特定の個人の言動を記載した部分については、公開するべきである。

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- (1) 平成25年11月29日 諮問(25琴教委発第297号)の受理
- (2) 平成26年1月7日 審議